

第102回 鳥取市都市計画審議会 議事録

1 日 時：平成26年3月24日（月）13：30～15：30

2 場 所：鳥取市役所 本庁舎6階 第1会議室

3 出席者：福山敬委員（会長）、石川真澄委員、安田晴雄委員、岡野頼雄委員、
赤山渉委員、竹森貞美委員、山口朝子委員、藤田和代委員、松本弥生委員、
寺坂寛夫委員、上田孝春委員、吉田博幸委員、平野真理子委員、
足立正文氏（長本敏澄委員代理）、漆原哲夫氏（中村均委員代理）
欠席者：池上博行委員、沖時枝委員、望月拓郎委員、野澤豊委員

4 議題

議案第1号 八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更について
（2号鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場の追加）

5 議事

事務局

それでは、ただ今より第102回鳥取市都市計画審議会を開催します。本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市整備部の都市企画課長をしております国森と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本日の都市計画審議会ですが、「八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更」についてご審議いただくものでございます。内容は、鳥取県東部広域行政管理組合が計画しておりますごみ焼却場の都市計画決定に関する案件でございます。

会議に先立ち、竹内市長が出席しておりますので、竹内市長がご挨拶申し上げます。

竹内市長

失礼します。大変お世話になっております、鳥取市長の竹内功です。福山会長を始め委員の皆様には、年度末の大変お忙しい時期に今日の審議会に出席をいただき、また、これから案件についてご審議をいただきますことを心から感謝申し上げたいと思います。先程、司会から案件についてお話がありました可燃物処理施設の計画ですが、平成18年度の始めから私は直接河原町に出向きまして、この計画についてお願いをしております。その中で、環境影響評価の実施に必要な調査等をお願いしたといった経緯があり、今日に至るまで約8年という長い間、この議論が重ねられてきたところでございます。申し上げるまでもありませんが、可燃物処理施設は市民生活にとってなくてはならないものであり、また事業活動に伴う可燃ごみの処理ということも必要でありますので、地域を支える大変重要な施設でございます。施設建設にあたっては、都市計画で位置を決定することが必要だということで、この案件について審議会にお諮りするものでございます。

この事業については、ご存じの方も多いと思いますけれども、特に環境影響評価に関しては、鳥取県知事から指導を受けたりしながら鳥取県環境影響評価条例に基づく手続きを進め、「環境保全の見地からの修正の必要が認められない」という最終の答えを県からいただき、環境影響評価書手続きが完了しております。また、施設建設に関しては、昨年末に新可燃物処理施設整備計画を策定したところでありまして、施設の処理能力240トン/日については、減量化等を加味して、これまで鳥取市で稼働している例えば東郷地区の神谷清掃工場が270トン/日であり、それに比べても小さい規模の240トン/日という整備計画を定めて、整備を進めようとしているものであります。さらに、地権者集落の皆様とも個別に集落を回りまして、私自身も事業計画や地域振興について話し合いを重ねております。現在、地権者集落6集落のうち5集落のご理解をいただいているところであり、新可燃物処理施設検討対策地権者集落協議会といった地元の横断的な組織も立ち上がりまして、そこをお互いの協議の窓口として、鳥取県東部広域行政管理組合と話し合いが続いている状況でございます。

本日は、様々な資料をお出ししており、送付された意見に対する鳥取県東部広域行政管理組合の考え方などもお示ししているところでございます。委員の皆様には、慎重なご審議のうえ、適切にご判断を是非ともお願いします。緊急課題であり環境保全にとってなくてはならない可燃物の処理施設でありますので、この事業がこの場所で行われることに関してのご判断をよろしくお願ひしたいと思います。冒頭のご挨拶と状況報告をさせていただきます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。続きまして、福山会長からご挨拶を頂きたいと思ひます。

福山会長

会長をしております鳥取大学の福山でございます。審議会は、今年度初めてではないですが、前回ご欠席された方で、初めて私の姿・顔を見る方がおられると思ひます。今後、よろしくお願ひいたします。早速、議事に入らせていただひてよろしいでしょうか。

事務局

申し訳ございません。竹内市長ですが、公務のため退席をさせていただきますのでご了承頂きたいと思ひます。

竹内市長

それでは失礼します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

最初に、本日の資料のご確認をさせていただきますと思ひます。本日は、「第102回鳥取市都市計画審議会の議案」「都市計画案に対する意見書の要旨及び鳥取市の考え方」、それから「新可燃物処理施設整備計画の概要」「国英地区地域振興推進本部だより」を事前に送付させて頂ひております。また、本日の配布資料としまして、鳥取県知事協議を行った際の「鳥取県の回答書」、それから会長から指示、了解を頂ひておりますが、「団体、個人からの意見書に対する鳥取市及び鳥取県東部広域行政管理組合の見解」というものがござひます。以上が、本日の資料となります。次第に配布資料一覧を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思ひます。資料はござひますでしょうか。

それでは、次に委員の紹介をさせていただきます。本日の次第の1ページに委員名

簿をつけております。本日は、前回2月13日の第101回都市計画審議会にご欠席でありました、委員をご紹介します。まず、1号委員竹森委員でございます。

竹森委員

よろしく申し上げます。

事務局

2号委員の寺坂委員でございます。

寺坂委員

寺坂です。よろしく申し上げます。

事務局

同じく2号委員の吉田委員でございます。

吉田委員

吉田です。よろしく申し上げます。

事務局

次に、3号委員の鳥取県鳥取県土整備事務所 長本所長の代理といたしまして足立計画調査課長様でございます。同じく鳥取県東部農林事務所の中村所長の代理といたしまして漆原地域整備課長様にご出席いただいております。

足立氏（長本敏澄委員代理）

足立です。よろしく申し上げます。

漆原氏（中村均委員代理）

漆原です。よろしく申し上げます。

事務局

本日、1号委員の池上委員、沖委員、3号委員の国土交通省 望月委員、同じく鳥取県警察署 野澤委員につきましてはご欠席でございます。

本日は、全委員19名のうち、15名の委員の皆様にご出席を頂いております。本都市計画審議会条例に規定されました2分の1以上の定数に達しておりますので、本審議会が成立していることを報告いたします。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして傍聴の皆様にお願ひを申し上げます。会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないようお願いいたします。それから談笑など騒ぎ立てないこと等をお願いします。このことにつきましては、3月17日の審議会の開催公告にも記載しておりますし、鳥取市議会の傍聴規則を準用させていただきますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これから先の議事進行は、会長が議長となり進めていただきたいと思います。福山会長よろしくお願ひいたします。

福山会長

それでは皆様のご協力をいただきまして、私の方で議事を進めさせていただきたいと思っております。まず、議事録の署名委員について本審議会運営規則第10条第2項の規定で、「議事録には、会長及び会長が指名する2名の委員が署名する」となっておりますので指名させていただきます。今回の議事録委員を、岡野委員と山口委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお、今回の議事録はこれまでと同じように発言内容、名前を記載して、市のホームページに掲載いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。議案書2ページ目の報告第1号、会議幹事・参与員の報告を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、報告第1号を説明させていただきます。議案書の2～3ページになります。本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しておりますのでご紹介をさせていただきます。幹事につきましては、坂本福祉保健部長、それから太田経済観光部長が都合により欠席でございます。次に、参与員（事務局）ですが、会長にあらかじめご了解をいただいておりますが、事業主体であります鳥取県東部広域行政管理組合から東田事務局長、松長事務局次長、稲村建設推進室長に出席していただいております。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

東田でございます。よろしくお願いします。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

松長でございます。よろしくお願いします。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

稲村でございます。よろしくお願いします。

事務局

報告第1号につきましては、以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。それでは、議案第1号の「八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。本件は、現在鳥取県東部広域管理行政組合が河原町に計画しておりますごみ焼却場の都市計画決定についてご審議していただくものでございます。根拠法令としては、都市計画法第19条第1項に基づきまして、鳥取市都市計画審議会の議を経るものとなっているものでございます。ご審議いただく項目は、施設の名称、事業の位置、区域、面積となっております。事前にお配りしております資料「国英地区地域振興推進本部だより」を使って、概要を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。本事業につきましては、鳥取県東部の鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町から排出されます可燃物を焼却処理するため本計画地に建設を予定しているごみ焼却場でございます。2ページを開いていただきたいと思います。最初に施設整備の基本方針ということで、5項目書いております。①万全の環境保全対策を講じた施設とすること、②ごみを安全かつ安定的に処理できる施設とすること、災害時に発生したごみを、ここで適切に処理ができる、対応できる施設であるということ、③資源の循環とごみの持つエネルギーの有効利用に貢献する施設とすること、地球温暖化防止対策とかエネルギーの有効活用といった観点からごみ発電を行うということでエネルギーを有効に活用するという、④周辺環境との調和ということを謳っております、環境教育、環境活動の拠点施設としても機能を持つというようなことで

あり、地震等の災害時においても地域住民の皆様の緊急避難場所としての機能、電力供給源としての機能、こういったものを備えたものということでございます。⑤運営管理として、メンテナンスが容易である、建設費、運営管理費、最終処分経費等を含めた全体的な経費が低減されるという施設ということと併せまして長寿命化を考慮した施設であるようなことを書いております。3ページをご覧くださいますと、本施設で焼却処理を行う対象物、この対象となるゴミの種類でございます。1つ目はこれまでどおりの収集可燃ごみ、2つ目は事業系可燃ごみ、3つ目は一般家庭の方から直接搬入される直接可燃ごみ、4番目にし渣と書いておりますが、これにつきましてはし尿処理施設で回収される可燃物も対象にしております。5つ目の軽量残渣は、鳥取県東部環境クリーンセンターで発生する可燃ごみもこちらで処分するということでございますし、6つ目の災害ごみ、これは台風、大雨等で発生しましたごみを処分するものでございます。3ページ、施設規模についてですが、平成21年度まではごみの施設規模を270トン/日としておりましたが、各市町のごみの減量化の取り組みなど様々なことを整理しまして、現在では施設規模を240トン/日とすることとしております。4ページですが、240トン/日と先程申し上げましたけれど、120トンの炉を2つ整備するような計画にしております。それと計画ごみ質、これは施設の性能を維持すべきごみの質の範囲のことでございます。5ページの処理方式ですが、現在2方式3種類について調査を行っております。最初に、ストーカ方式の焼却炉ですが、簡単に申し上げますと焼却炉が乾燥、次に熱分解、焼却という3段階でごみ処理をしていく方式でございます。それからシャフト式ガス化溶融方式ですが、これは焼却炉にコークスとか石灰石、そういった副資材を投入して、炉の上部で乾燥、中部で熱分解、下部で熱分解後のごみを溶融させる方式でございます。一番下に流動床式ガス化溶融方式とありますが、これにつきましては焼却炉の中に流動化させた高熱の砂を用いてごみを熱分解して、焼却炉の中で発生した炭化物を溶融する方式でございます。現在この3方式で検討を進めているということでございます。最後に、事業の実施方法については、公設・民営（建設・運営一括発注方式）で考えております。概要につきましては、施設の建設及び所有権につきましては公共が行い、施設の運転管理につきましては、補修費も含め、長期的な民間委託を考えているところで、管理運営方法についても検討しております。施設の概要につきましては、この国英だよりを河原町の全戸に配布して、既に周知しております。

それでは、本日ご審議いただきます施設の名称・位置・区域・面積についてご説明をさせていただきますと思います。議案書の6ページを開いていただきたいと思います。まず、名称は鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場としております。番号を2としているのは、番号1は現在操業していませんがクリーンセンターやずとなっているためです。位置につきましては、鳥取市河原町山手地ユノ谷上ほか、ここに掲載しております区域を予定しております。議案書の12ページを開いていただきたいと思います。場所につきましては、国道53号線、鳥取自動車道を通りまして、道の駅「清流茶屋かわはら」から八頭町方面へ約1kmの地点に造成する予定としております。予定地につきましては、現在、果樹園、畑、水田などの農地と山林に囲まれております。それから位置の選定理由につきましては、過去の経過を踏まえて、ご説明をさせていただきます。鳥取県東部広域行政管理組合では平成12年度に鳥取県東部圏域の市町村から提案されました約40箇所の候補地をもとに、東部圏域全体

の可燃物処理を考慮しながら、道路網の整備状況や収集運搬の効率などを総合的に検討した上で、平成18年度に選定したものでございます。位置の選定理由は、議案書の10ページに記載しておりますが、鳥取市河原町山手地区は、東部圏域のほぼ中心に位置しており、ごみの収集運搬の効率性が高いこと、道路網の整備状況として鳥取自動車道と河原インター線に隣接しており、交通アクセスが容易でゴミ収集車の一般生活道路の通行が軽減されていること、土地の形状がなだらかな丘陵地であって、土地造成が容易であること、地質についてもしっかりとした地盤が確保できる地点であること、活断層が計画地の直下に存在しないことを踏まえてこの位置に決定したものでございます。これにつきましては、鳥取県東部広域行政管理組合がこうした視点から十分な検討を行い決定したもので、組合の構成自治体の鳥取市としても適正であると判断したものでございます。施設整備の推進につきましては、鳥取県東部広域行政管理組合の議会や構成自治体である鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町の議会においても推進の決議をいただいております。

次に面積についてご説明をさせていただきたいと思っております。議案書の13ページでございます。今回、都市計画決定を行う面積の内容でございますが、中央の赤い点線の中ですが、ここには工場棟、搬入車両の計量を行う計量棟、管理棟や大型可燃物を一時仮置きするストックヤード、車庫、洗車場、職員駐車場等があり、面積は合計23,400㎡を予定しております。その周りに災害廃棄物の集積場所として10,800㎡、災害避難所、これは周辺住民の方の避難場所として使っていただく場所として9,800㎡、来場者用の駐車場として2,500㎡を確保する予定としております。また造成により山林の切土や盛土を行うため、緑地の確保が必要となります。その対策として、新たに新設緑地を17,800㎡確保し、残置森林として41,300㎡を残す予定としております。その他、擁壁等の設置が25,900㎡、雨水排水等の調整池が2,900㎡、外周道路は12,000㎡を作る予定としており、全体で146,400㎡がこの事業に必要な面積になります。以上、都市計画決定に必要な条件となります名称、位置、区域、面積の説明させていただきました。

次に、事前にお届けしております縦覧の時にいただきました意見についてですが、鳥取市の考え方、あるいは事業主体である鳥取県東部広域行政管理組合の考え方を整理しております。この意見につきましては、本日の審議会の議事録と併せまして、市のホームページで公表したいと考えております。詳細は説明しませんが、都市計画案に関するご意見、それからその他のご意見として、周辺環境への影響に関するもの、地元の合意に関する意見などをいただいております。

次に、都市計画法第19条第3項に係る鳥取県知事協議を行っております。県から回答をいただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。回答の要旨としては、県が策定しているまちづくりに関する計画、市が策定しているまちづくりに関する計画との整合、それから設置位置、災害への対応等の評価は概ね整理されているということでございます。施設規模についても、処理方式が未定ではあるけれど整理はされているといった内容でございます。関係法令手続きの明確化、住民との合意形成に関する対応などが、事業推進に当たっての意見として回答がされております。

また、各委員の皆様は、団体、個人の方から意見が届いているとお聞きしております。この件に関しましては、冒頭に触れましたが、会長のご指摘、ご了解をいただいて、鳥取市及び

事業者の鳥取県東部広域行政管理組合の見解を資料として本日お配りしております。この意見につきましては、縦覧時にいただいた意見とほぼ同じものもございます。後で、またご覧いただきたいと思います。若干長くなりましたけれど、事業の概要、本日ご審議いただきます事業地の説明をさせていただきました。以上でございます。

福山会長

ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。ご意見ご質問がございましたら、挙手の上ご発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

私から最初に質問していいですか。先程の説明された中で、震災時の災害ごみにも対応できるようにということがありましたが、東日本大震災の時のことが思い出されますが、他の地域の災害ごみの受け入れについて想定しているのか、またこのことについて具体的な話があるようでしたらお聞かせください。要請があるとか協定があるとか私自身がよく知らないの、他の地域の災害ごみに関しても臨機応変に対応することを想定しているのかそれとも想定外なのか、いかがでしょうか。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

まず災害ごみについては、東部圏域で発生したごみ、これを処理するためにどれくらいの余力を必要とするのかを考慮して設定しております。設定につきましては、鳥取県地域防災計画の被害想定を基に可燃物の発生量、それからリサイクル率などを考慮しますと、約20トンの規模となります。他都市等の事例、それから災害はいつ発生するかわからないということを加味いたしまして、240トン/日のうち10トン/日を災害ごみ対応の余力として設定しております。基本的には、東部圏域で発生するごみが対象でございます。他の地域のごみ処理につきまして、要請があった場合は、必ず地元と協議しましてご了解がいただければ、その余力の範囲内で、240トン/日の範囲内のできる限りの協力をするということでございます。

福山会長

特に他の地域と協定があって云々は、別に今のところないということですね。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

東部広域行政管理組合は、今建設だけを受け持っております、神谷清掃工場などは鳥取市が管理しております。ですから他の地域とそのような協定を結んでいるかどうか詳細は分かりませんが、新しい施設に関しては、まだそういうことはしておりません。

安田委員

前回の審議会の中で質問をさせていただいた件、地元の方から審議会委員に届いている意見書の件に関して、2点質問をさせていただきます。1点目ですが、河原インター山手工業団地が平成27年度に分譲計画をされています。そういうなかで、物作り系の工業団地を私自身も県外に出ているいろんなPRを行っていて、非常に気になっているところでございます。人口の衰退も含め、ぜひこの工業団地に物作り系の裾野の広い企業に来ていただきたいという思いから、ここにこだわっている訳であります。平成27年度分譲開始を目指していることを説明していただいて、分譲する際に隣接にごみ焼却場ができるということを購入予定者には説明すると説明いただきました。ただ、このごみ焼却場については、事業者である鳥取県東部広域行政管理組合により環境影響評価手続きが完了していて、周辺環境に必要な保

全措置を実施するということですが、であれば実施をどういう時系列でされるのか最初にお聞きしたいと思います。平成27年度に分譲が間違いなくできるのか、それから周辺環境への必要な保全措置を実施するターンテーブルのようなものがあれば教えていただきたい。

2点目に地元の方から審議会委員に届いている意見書の中で、空気の流れについて、煙が充満するという現象が起こっているなどの環境の変化が書いてありまして、施設建設時の車両等の排気ガスが心配であるとか、もちろんごみの運搬車についてはエコなものを使用されると聞いていますが、そういう懸念に対してどう回答するのかお尋ねしたいと思います。

事務局

まず、河原インター山手工業団地との関係でございますが、企業立地支援課に確認したところを申し上げますと、既に環境影響評価手続きが終わっているということで、市が企業誘致するにあたっては、隣接地にごみ焼却場が建つことを申し上げながら営業活動を進めているということでございます。それからタイムスケジュールにつきましては、確認を取って後ほどご報告をさせていただきますと思います。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

まず、環境保全措置についてのお尋ねですが、県の環境影響評価条例に基づきまして、環境影響評価を行っております。環境影響評価は、このような施設を建てた場合に、環境にどのような影響を与えるのか、予測、評価するものでございます。お手元に環境影響評価書の概要という資料をお配りさせていただいております。環境影響に対する施策を謳っております、簡単に申し上げますと、本施設の公害防止に関わる計画目標値を掲げていますが、法の規制値よりも更に厳しい基準を計画目標値としまして、これを下回る運転を行っていくということでございます。この環境、公害防止にかかる計画目標値をクリアするために、施設設備の性能について各プラントメーカーから技術的な提案をいただいて、それを専門家等によって審議して、目標値がクリアできるかどうかということも検証してまいります。したがって、保全措置につきましては、最大限の対策を講じていきたいと考えております。それから、事業によって増加する車両につきましては、1日あたり756台程度ということで推計をしております。これは、県等が行っている交通計画量と比較しますと、増加率は1割未満という想定としております。また、現在ごみ収集車のハイブリッド化が組合の構成市町で進んでおり、本組合では連携を図りながらできる限り環境への影響が少ない車両を導入いただくことで今後の対策をしていきたいと考えております。交通安全等につきましても、組合の構成市町と連携を図って、収集運搬の責任者等につきましては、法令厳守はもちろんでございますが、登下校時の時間帯は十分に注意するよう強く申し入れたいと考えております。

安田委員

ありがとうございました。この意見書がなぜ審議会委員に来るのかですが、今説明されたような回答を十分にいただければ、地元の方々の思いもある程度緩和できるのではないかと思います一言申し上げさせていただきました。

冒頭の河原インター山手工業団地の件ですが、私もいろんな得意先様、私達がお付き合いしている会社に鳥取に来てくださいというような話を幾度としております。やはり人口を増やして、若い人たちが気楽に働けるような環境づくりをしようとしたら、裾野の広い物作り系の企業に来ていただく必要があります。この話を私達の取引先様の社長や幹部の方々に申

し上げたところ、少し戸惑われていたのは事実でございますので、一言添えておきます。

事務局

先程、安田委員からありました河原インター山手工業団地のタイムスケジュールでございますが、企業立地支援課に確認したところ、平成26年から27年は、企業の誘致活動を進め、併せて工事を進めるということでございます。平成28年度には工事が完了し、平成29年度から各企業様が建物を建設されるというようなタイムスケジュールとなっております。

上田委員

事務局から新可燃物処理施設の整備計画についていろいろ説明をいただき、この件については私もある一定の理解はしているところです。これを進めるために今都市計画審議会を開催して決定をしようと言われていますが、ここに至るまでに解決しなければならない非常に重要な課題があるのではないかと感じております。解決しなければならない問題が、裁判の見通しがどうなのか、やはりこの問題が解決しないと計画決定はできないのではないかと感じます。それからもうひとつは、地権者集落の反対の方々の同意が得られる見通しがどうなのかということをお尋ねしたいと思います。県知事からの回答の中にも住民合意形成に向けてさらなる説明及び誠意ある対応を求めるということがあり、非常に知事もこのことが重要だという認識の中でこの回答を示されていると思います。裁判の見通し、それから反対の地権者方々の同意の見通しがどうなのかお尋ねします。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

裁判の見通しにつきまして、まずお答えしたいと思います。現在、裁判は15回行っております。原告の集落、被告の我々東部広域行政管理組合の意見等については、ほぼ出そろってしまっていて大詰めの段階となっております。次の第16回が4月9日でございますが、証人尋問という手続きに入ることになります。証人尋問を行って判決という流れになりますが、夏頃に方向性などが出るとはならないかと想定しております。この施設建設につきましては、敷地内に共有地がございまして、その共有地の地権者集落が6集落ございます。その内の5集落につきましては、昨年末までに建設について了承する旨の部落の総会決議をされまして、文書をいただいております。あと1集落につきましては原告の集落でございますが、計画の内容であるとか、地域振興に対する考え方であるとか、環境保全に対する考え方などをしっかり説明しご理解していただく努力につきましては今も行っております。なんとか話し合いの中で合意ができればいいですが、合意に至らない場合は、裁判の判決を真摯に受け止めて、その段階でもう一度その後の展開につきましては検討してまいりたいと思っております。

上田委員

裁判について夏頃に方向性が出るのではないかとという見通し、地権者の方々にも更に努力をしていくという説明をされましたが、やはりその同意が得られていない状況の中で、我々都市計画審議会が議論をしても可否を判断すること自体無理というか、非常に難しいと私は思っています。ですから裁判のある程度の方向性、見通しが確実になった時点、更には地権者集落の同意が得られた状況の中で、都市計画審議会で審議することが大事ではないかと思っております。このことの賛成反対で地域が非常に混乱する状況を行政が、我々が作ってはいけないと思うので、我々審議会の委員としては慎重な対応をしていかななくてはなりません。裁判

中であり、一部の地権者集落の同意が得られない状況の中で、審議会を開いて都市計画の決定を急ぐのか納得のいく説明をしていただきたいと思います。

事務局

都市計画決定をしようとする根拠でございますが、まずひとつは環境影響評価書の件、それから新可燃物処理施設の事業計画が策定されたこと、それと併せまして地権者集落6集落のうち5集落で同意をいただいているというような状況が変わったことにあります。ごみ焼却場は都市施設で、都市計画道路と同様のものございまして、都市計画決定が必要な施設でございます。平成29年4月の供用開始を目指していく中で、都市計画決定という必要な手続きにつきましては進めたいと思っております。この都市計画決定に必要な手続きとして、地権者の皆さんの同意が必ずしも必須の条件ではございませんので、先程申し上げました地権者集落6集落のうち5集落で同意がいただいているという状況の中で、都市計画決定をして事業推進の方も変わった局面に向かいたいということで審議会の開催をお願いしております。

上田委員

地権者の全ての同意が必要なくてもこの事業ができるということですか。

事務局

都市計画決定の手続きはできます。

上田委員

都市計画決定の手続きはできるということですが、実際に施設建設についての同意が得られなくても建設できますか。

事務局

事業の推進につきましては、先程、東田事務局長が申し上げましたけれども、6集落のうち1集落がまだ合意が得られていない状況でございます。そちらに向けては誠心誠意を込めて、同意が得られるように努力をしていくということでございますので、今回の都市計画決定手続きとはまた別に事業の推進について同意をいただきながら進めていくということでございます。

上田委員

その都市計画決定とは違うといいますが、都市計画決定をすればその区域内で土地収用ということも想定されるわけで、そこまでして反対集落があるのに強引に都市計画決定をしながら、反対集落の同意を得ることが一番大事なことはないかと思えます。反対集落に対して同意を得るよう努力するといつも言われますが、これは何年も前から言われていて、未だに同意が得られないというところに私は執行部の反対集落の方々に対する努力が不足していると思えます。この同意が得られない状況で、都市計画決定をして事業を進めていくことは、地域住民にとっては大変な問題だと思います。なぜ反対集落の方々の同意が得られないのか、最大限行政として責任ある努力をしないではいけません。同意が得られてから都市計画決定をされれば事業はスムーズに推進できると思えますし、私自身もやはりこの施設は必要だということは十分認識はしています。ですがこのことよって部落の中での亀裂や禍根を残していくことはしてはならないと思えますが、このことについてどのように考えておられるのか、改めてお尋ねしてみたいと思えます。

福山会長

おっしゃることは非常によく分かります。私も鳥取市民であり、非常に悩ましいところです。皆さんはそれぞれの立場でこの場に集まっていたいており、特に議員の方は住民を背負ってこの場にいられているので、みなさんの言われることはそのとおりだと思います。全員が合意することが、やはりもっとも美しくてもっとも素晴らしいですが、そこに向けて最大限の努力をしていくという気持ちを持ちながら、ここでは都市計画手続きですので、一方で粛々と位置等について議論することも必要となります。これから20年先の東部圏域のごみ焼却場をどこにお願いして、そこにみんながお願いしたということを中心に持ちながらやっていくこと、ということをもみんなで決めていきたいと思っています。

寺坂委員

私市議会の寺坂です。この事業につきましては、東部圏域のごみ対策上、非常に重要で喫緊の課題です。この事業については環境影響評価も終わり、また新可燃物処理施設の整備計画も固まっております。さらに地権者集落6集落のうち5集落が事業推進の協議会を立ちあげられたということがあります。本事業は、平成29年4月に供用開始を目指しており、また東部地区にあります神谷清掃工場についてもずっと運転延長していますが期限がございませう。このような中で、都市計画の決定を先延ばしにして、事業推進に影響が出るということはあってはならないと私は考えます。ただ、地権者の同意が得られていない状況であるので、今後同意に向けて最大限の努力をしていただくということを審議会の付帯意見として付けていただいて、今回の都市計画決定については進めていくのがよいと思いますがいかがでしょうか。

山口委員

本当に難しい議題で、意見を言い難い状況ですが、資料や審議会での議論、事務局からの説明、そして一部の地域の方からの想いや現況を郵送で送っていただきまして、その文章を丁寧に全て読ませていただきました。それを含めても寺坂委員のおっしゃるように、このごみ焼却場は、市民生活にとって一番大切な施設です。もし、ごみが処理できなくなるようなことがあったらと思うと一主婦としてもとても心配です。私個人としても進めていただきたいと思っています。理由は、先程言いましたが、一つは何よりも市民生活で重要な課題であるということ、そしてもう一つは5集落の方々が賛同していただいているということ、そこが尊いと思います。

私も付帯意見として事務局に是非お願いしたいのが、この地域の方々が公共のために尊い決断をしてくださったことの重みに対して、私達市民が感謝の思いを持てるよう広報の面で配慮していただきたいと思っています。それからこの地域の方々が懸念しておられる環境問題を含め様々な問題について、十分な配慮とご理解をいただけるように説明をしていただいて、ここの地域が振興していくように私達も願っていますので、ぜひその支援をしていただきたいと思っています。

岡野委員

私、現在農業委員をしておりまして、農地へ影響があるのか関心があります。地域の方々は、特に大雨の際に排水路から冠水して作物等に影響があるのではと心配をしております。特に造成区域の下流域のみなさんが心配しておられるようでございます。その辺のところは、

これまでも支援されておられると思いますが、その辺の経緯を教えてください。それからエネルギーの再利用といいますか、それを地域の農業に活かしていくことも必要かと思いますが、その辺の地域振興、農業振興をどのように考えておられるか教えてください。また、計画区域内の農振農用地の割合を教えてください。

この施設は、東部圏域のごみ焼却場でございますので、鳥取市だけではなく1市4町が利用することになります。また、先程から出ていますが、現在稼働している神谷清掃工場についても期限付きでございます。いつまでもずるずると延ばすことはできませんが、今後も今以上に地域住民の気持ちを大事して進めることが必要だと思っております。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

まず、造成した後の雨水排水についてですが、このごみ焼却場に近接して分水嶺がございます。この分水嶺を境に右と左に雨水等が流れるわけでございますが、ごみ焼却場はこの分水嶺の右手側に位置しております。こちら側に降った雨、それから造成後の雨水排水につきましては、柏谷川に排水され、下流域では三谷川に合流し、それから八東川に合流していくこととなります。一方、この分水嶺から左手側に降った雨につきましては、下流の方に排水ポンプ設置場所がありますが、こちらから排水をされます。この地域の雨水排水については、このように2つに別れて排水されるということでございます。この施設整備につきましては、当然降水確率、30年確率など様々なことを考慮して調整池等も設置する対策を計画しております。地元の方々からのご意見についてですが、この施設の雨水排水は、集落の方には出ないということになります。また、分水嶺の左側については、河原インター山手工業団地の造成計画の中で、十分に雨水排水の検討がされていると考えています。

それからもう1点、電気、エネルギーを農地の方にどのように活かしていくのかですが、現在ごみをエネルギーとして発電を計画しております。発電した電力は施設内で消費し、余った電力については電力会社に売電する計画でございます。これについては電気事業法というものがございまして、この法律では東部広域が発電した電気について、東部広域が作った施設であれば自家消費できますが、それ以外、例えば鳥取市が作られた施設には直接供給ができないとされています。この法律との整合を図る必要がございますが、できるようであれば今後検討していきたいと思っております。

それから、事業区域内の中には、農業振興地域が約15筆ございます。これについては申し訳ありませんが、手持ちの資料で細かい数字は持ち合わせておりません。

岡野委員

地域振興や農業振興につながるように十分検討していただきたいと思っております。

漆原氏（中村均委員代理）

県の農林事務所ですが、農林関係の手続きもあるということで、農振法もですが森林法の保安林がございます。地元の方々からは、排水や災害などを心配する意見もあり、審査する側からすれば面積がどれだけ必要か、なるべく面積を小さくして周りに影響が出ないようにしていただきたいと考えています。森林法については、今後手続きされると思いますが、具体的な動きがまだ見えてないので、そのあたりのスケジュールはどうなっているのか教えてください。

また、県協議の回答にございますが、森林法と併せて文化財保護法等があり、これには地

権者からの作業許可が必要になります。共有林の作業許可を取ろうと思えば、地権者6集落のうち5集落は了承いただけるが、1集落はもう少し待ってという話になると思います。こういう各種の手続の見込みをどのようにお考えか教えていただきたい。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

文化財保護法や森林法についてご意見をいただきましたが、これらにかかる同意についても今後皆様に誠心誠意お願いしていきたいと考えております。

漆原氏（中村均委員代理）

それはそうですが、例えば森林法は大臣の許可になるので、半年かかることもございます。その辺の事があるので、先程の供用開始の話もあり急いでいることは分かりますが、今後のスケジュールをどのようにお考えですか。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

ご指摘のとおり各種手続きがございます。施設のプラント工事については、2年くらいかかり、造成については、その1年くらい前から実施することになります。その前には、諸手続きは終了していく、あるいは並行していくことになると思います。諸手続きにかなりの期間が必要ということは承知しておりますので、一刻も早い地元同意を得る努力をしながら準備ができるものは進めたいと考えております。

上田委員

この都市計画決定を急ぐ気持ちも分かります。しかし、先程申し上げましたように、裁判が夏頃に方向性が出るという見通しを答弁いただいたわけですから、その辺を睨んでこの決定をすることはできませんか。

それからもう一つ、市長選挙が4月6日告示で13日が投票と決まっております。市長選挙の結果によっては、この施設規模などが変わるという可能性もあります。そういった状況を踏まえ、先程申し上げましたように、裁判の方向性が夏頃に出されるということであれば、それを判断にして都市計画決定を進めてはいかがでしょうか。

福山会長

ここでそういう話をしないといけませんか。

上田委員

ここでそういった話をしたら駄目ですか。

福山会長

そんなことはないですが、そのように言われる経緯を教えてくださいと、ここは都市計画決定する施設の位置等について議論したいのですが、それ以前の話になってしまいます。

上田委員

ですから都市計画決定をしようと思えば、そこに来るまでに大事な過程が残っているのではないかと。

福山会長

そのように言われる経緯を教えてください。議会で否決されたということは聞いてないですが、どういう立場でのご発言でしょうか。審議会の一委員として質問されているのですか。

上田委員

そうです。

福山会長

わかりました。では、質問のポイントをもう一度お願いします。

上田委員

裁判については、事務局から夏頃にある程度の方向性が出るのではないかと説明があったので、裁判の結果を見てから都市計画決定をされたらどうですか。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

私の裁判の状況説明の中では、夏頃が一定の目安になるのではないかとという私の見解を申し上げました。いずれにしても裁判は、延びる可能性も大でございます。例え、一審で判決が出されたとしても、控訴の状況によって裁判は続くということも考えられます。したがって、裁判と都市計画決定ということにつきましては、一線を画してご判断いただくのが都市計画決定のあり方ではないかなと私は認識しております。

福山会長

鳥取市からの付議を受けて審議会の招集をお願いされますが、付議を受けたことに関して、私が審議会を開催しないという訳にはなりません。ですから開催しなければなりません。もう一点は、都市計画決定は鳥取市がされますが、都市計画決定をするために都市計画審議会の議を経ることが必要となっていますので、その結果、結論がどうであるかは別として、ここでその位置、区域等を各分野の専門家達で議論をしなければなりません。先程言われたように裁判とは切り離して、またここで審議したことが都市計画決定となるものではありません。それは市長の判断であり、あるいは政治的なことの部分になると思いますので、そこは別に都市施設としての整備に関する議論をここではするというにしたいと思います。先程皆さんが、上田委員が一番よく言っています、やはり心配事はあるわけです。地権者だけでなくその周辺の方々も心配をされているわけです。心配されることのひとつは、都市計画法は法律ですから冷たく書いてあるように感じますが、そこにはルールが書いてあるわけです。ルールは使い方によって、全く違うわけです。私たちが思うのは、最も誠実な方法で実施してほしい、そういうことをみんなで共有しながら議論したいと考えています。申し訳ないですが、裁判や政治の選挙の話というのは別に決めていただいて、例えば市長がどなたになるか私にも分かりませんが、その方が都市計画決定するかまた決定したことを変更することはできることです。ここでは今の粛々と進んでいる計画の中で、位置や区域などに関してはどうかという判断だけを切り離してしていただきたいと思います。議員さんは、なかなか切り離すのは難しいと思いますがよろしくお願いします。

上田委員

裁判の中では、位置の問題も関わっています。裁判の結果が、8月頃に方向性が出るということであればということで申し上げているのです。

松本委員

このごみ焼却場の建設について、どのくらい緊急性があるのか教えていただきたい。また、意見書の意見を拝見しましたが、なぜ反対するのか分からないところもあります。私も地元にながおクリーンステーションがありますが、その施設から比べれば東日本大震災などを踏まえてより安全性の確かな設計になっていると思います。その辺の説明をしっかりと地元の方にされているのでしょうか。

福山会長

これまで長期間にわたり地元の方とお話されてきているので全部説明するのは難しいと思うので、簡単にお話できますか。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

まず緊急性でございますが、現在鳥取市では4つ可燃物処理施設があり、この4つの施設で県東部圏域全体の可燃物を処理しております。その中で最大規模の神谷清掃工場は、平成4年に稼働開始し平成29年3月で稼働後25年を迎えます。神谷清掃工場のような24時間連続炉の耐用年数は、概ね25年くらいと言われております。なおクリーンステーションは、8時間炉であるため耐用年数は20年くらいと言われております。いずれの施設も老朽化が進んでおりまして、これらの更新が必要となっていることが緊急性を要する理由でございます。施設につきましては、最新の設備を導入して、建設を行うこととしています。この施設整備につきましては、今後も地域の皆様に説明をさせていただく機会を設けていきたいと考えています。

次に地域住民に対する説明の経過等につきまして、ご説明申し上げます。この新しい施設につきましては、市長の挨拶にもありましたけれども、平成18年に新たな提案としまして、1市4町の圏域の候補地40箇所の中でやはり河原町の国英地域の山手地内がランニングコストであるとか地盤であるとか色々と検討した結果、そこが一番適地だという判断をしました。これについては、当然1市4町の首長を始め関係者が地域に出向きまして、環境影響評価の調査についての依頼を含めて説明してまいりました。地元の方の中には、環境影響評価については一定の理解を示されたが、建設についての説明はまだいいよということもございましたけれども、ずっと努力してまいりました。昨年からは、地権者集落にご同意をいただかないと前に進まないということで、竹内市長を筆頭に我々も出向いて、しっかりと説明をしてまいりました。まず、環境保全のこと、どういう施設を作るのか、地域の住民の健康と安全をどのように守るのか、施設をどのように管理していくのか、地域振興をどのようにしていくのかを一つ一つ説明し理解を深めていただいております。その結果、今5集落はそれならば協力しようかとお判断いただいているところでございます。周辺集落への説明は、十分には行き届いてない点がございますが、河原地域の部落長会などでもきっちりと説明しております。今後、できる限り希望する集落に対して、あるいはこちらからもどんどん働きかけて精一杯の説明をしてまいりたいと考えております。

足立委員（長本委員代理）

鳥取県からの協議に対する回答の中で、施設の規模の件があります。都市計画決定は、適切な規模と位置を決めるとされているなかで、処理方式が未定となっております。その処理方式によって面積は基本的に変わらないのか、そのことでどの程度の影響があるものなのか教えていただきたい。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

これについては、鳥取県と色々と協議しております。処理方式によって、その施設の建屋とか大きく変わらないので、その影響についても大きく変わらないと考えております。

石川委員

2点ほどお伺いさせていただきます。1点目は、本日配布されている環境影響評価書の概

要に記載されている平面図と施設概要ですが、今回の議案書では、処理規模が小さくなっていること、緑地面積が減っていることについて教えていただきたい。また、この変更が環境影響評価の結果に対してどの程度影響があるのか、あるいは影響が無いのかというところを教えていただきたいと思います。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

本日配布している環境影響評価書の概要は、環境影響評価を始めた時点の平面図となっております。環境影響評価は、その時点の施設規模で実施していますので、処理能力270トン/日で、一番影響が大きいと思われる方式等で予測、評価したものでございます。その後、施設の整備計画を策定するにあたって、ごみの排出量の推計などを再度検討した結果、240トン/日としております。これにつきましては、鳥取県から最終的に、270トン/日の環境影響評価書については修正の必要がないという意見をいただいております。今後、施設のプラントメーカーが決まった場合には、再度予測、評価を行って鳥取県に報告することにしております。ですから、タイムラグがございますので、面積など環境影響評価と都市計画の決定事項とでは、若干の相違がございます。環境影響につきましては、まず施設規模が小さくなったことで大気への影響は軽減されると思います。面積等につきましても再度検討しまして、当時は147,900㎡で環境影響評価時は土地利用計画しましたが、その後精査したところ146,400㎡まで縮減しております。

石川委員

新設緑地の面積がかなり減っているような気がします。これは影響がないということですか。多分、その部分は避難所に充てられていると思うのですが。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

新設緑地の面積の違いは、環境影響評価では事業地全体に含まれる面積となっており、都市計画の計画図では、事業地全体から赤い点線区域を除いた面積ということになります。ビオトープ等も環境影響評価の概要資料には記載しておりませんが同じ場所に計画しております。今回は、敷地造成の範囲内の新設緑地や建物について図面でお示ししております。

石川委員

今後詳細については業者の決定にあたって、変わる部分もあるかと思いますが、専門家から見たら事実上変わらないことであっても、地元の方には丁寧に説明していただくようお願いしたいと思います。

もう1点、今回の都市計画決定の理由ですが、東部圏域の中央に近いところにあるからということが位置の選定理由にあったかと思います。先程の説明では、新しい施設ができたとして25年程度の寿命であるという話もあったかと思います。そうすると25年経つというよりも20年くらい経ったところで、次の施設を検討する必要がありますが、その時もまた東部圏域の中央という理由が出てくると思います。将来のことは分からないとは思いますが、そう考えると施設位置はずっと鳥取市なのかと考えてしまいますが、現時点で心づもりをお聞かせいただければと思います。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

今回、この用地の選定にあたっては、現時点でどこが一番効率的かとか様々な条件で検討しております。最近の施設につきましては、30年間程度の稼働を計画しております。30

年後、社会情勢や道路網などがどう変化するか分かりませんし、またその時点で色々な事を総合的に検討して決めていくことになると思います。ただ、30年後、今の計画区域内で検討することは、敷地に余裕がないためできないと考えます。

吉田委員

1集落が不安に思っていることに、安全性のこともあると思います。そういうことが払拭されなければ進まないと思います。裁判のことも言われましたけれども、判決が想定と違う結果になったら、初めからやり直さなくてはいけなくなり、早期に整備できなくなります、その辺どのようにお考えですか。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

裁判の判決については、司法の判断になるので、今どちらがどうこういうことは言えません。原告の集落が、反対されているのは安全性などの理由ではございません。河原町内には、過去クリーンセンターやずというごみ焼却場がございまして、その施設の周辺に次期施設は作らないという平成13年当時の協定があります。この「周辺」の考え方が、原告と東部広域行政管理組合との見解の違いがあります。要するに、その1点だと思います。したがって、安全性や地域振興など、そういうことが反対の理由となっているものではございません。

吉田委員

約束違反だけであれば、この問題は解きほぐせるのではないかと思います。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

先程申し上げましたようにその他の5集落につきましては、まず、この施設の安全性、地域の環境保全、このことについてしっかりと説明してまいりました。聞いていただいた方々には、十分に認識していただいております。原告の集落につきましても、我々は説明をさせていただきますと何度もお願いをしており、また5集落の方々も一緒に入って話を聞きましょうと呼びかけています。しかし、我々の情報や説明を受け止めていただけない、聞いていただけないのが現実でございます。安全性などの懸念ということではないと考えています。

吉田委員

処理方法が決まってないということですが、ダイオキシンなどの数値も全国平均となっておりますか。国が定める数値よりも低いと言われてはいますが、先程安田委員からも例に出ましたが、その辺りが様々なことに影響を与えたいと思います。数値をどの辺りに抑えようとしているのか、大雑把でよいので説明してもらえませんか。

事務局（鳥取県東部広域行政管理組合）

環境影響評価の計画目標値は、ダイオキシン類については0.1ナノグラム以下としております。法規制値では、時間あたりの焼却量が2トンから4トンの場合は1.0ナノグラム以下と決まっております。実際に他都市の新しい施設を視察しておりますが、これより遥かに低い値での測定結果となっております。例えば、1ピコグラムよりも低い値が、実際に神谷清掃工場でも出ております。したがって、現実的には非常に低い値となります。

福山会長

意見も出尽くしたようなので、この審議の結論を決めたいと思いますけれどもいかがでしょうか。繰り返しになりますが、今回の審議は八頭中央都市計画ごみ焼却場の変更というこ

とで、都市計画法に基づいた都市施設、具体的には種類・名称・位置・区域・面積の決定で
ございます。先程皆さんに言っていただいたように、ごみ焼却場は必要不可欠な施設ですけ
れども、地権者含めて地域住民に非常に大変な負担をお願いすることになります。鳥取市の
都市計画審議会の決定としては少し異例だと思いますが、今回の決定については、我々が議
論した気持ちを意見として付ける、付帯意見を付けて承認としたいと思いますが、いかがで
しょうか。意見については文言を精査しないといけません、地権者の方々や周辺地域の方々
からお手紙を頂いていますので、地権者の方々はもちろんですが、周辺で心配されている方々
に対する誠意の尽くした説明を、今までもされてこられたと思いますけれども、今後も最善の
努力をしていただくという意見としたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしい
でしょうか。

各委員

はい。

福山会長

審議会の意見を付けて、承認とさせていただきます。ありがとうございました。本日は、
長時間にわたりありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。では、会長の方からありましたが、承認ということで都市計画
手続きを進めさせていただきたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

鳥取市都市計画審議会運営規則第10条第2項の規定に基づき署名する。

会 長 福 山 敬

委 員 岡 野 頼 雄

委 員 山 口 朝 子